○海上保安庁告示第百四十五号

海上保安庁法（昭和二十三年法律第二十八号）を実施するため、海上保安官及び海上保安官補の身分を示す証票に関する告示（昭和四十年海上保安庁告示第三百二号）の全部を改正する告示を次のように定める。

平成二十五年七月二十九日

海上保安庁長官　北村　隆志

海上保安官及び海上保安官補の身分を示す証票に関する告示

1　海上保安庁法（昭和二十三年法律第二十八号）第十七条第二項の海上保安官の身分を示す証票及び海上保安官補の身分を示す証票は、本体、身分証及び記章をもって一組とする。

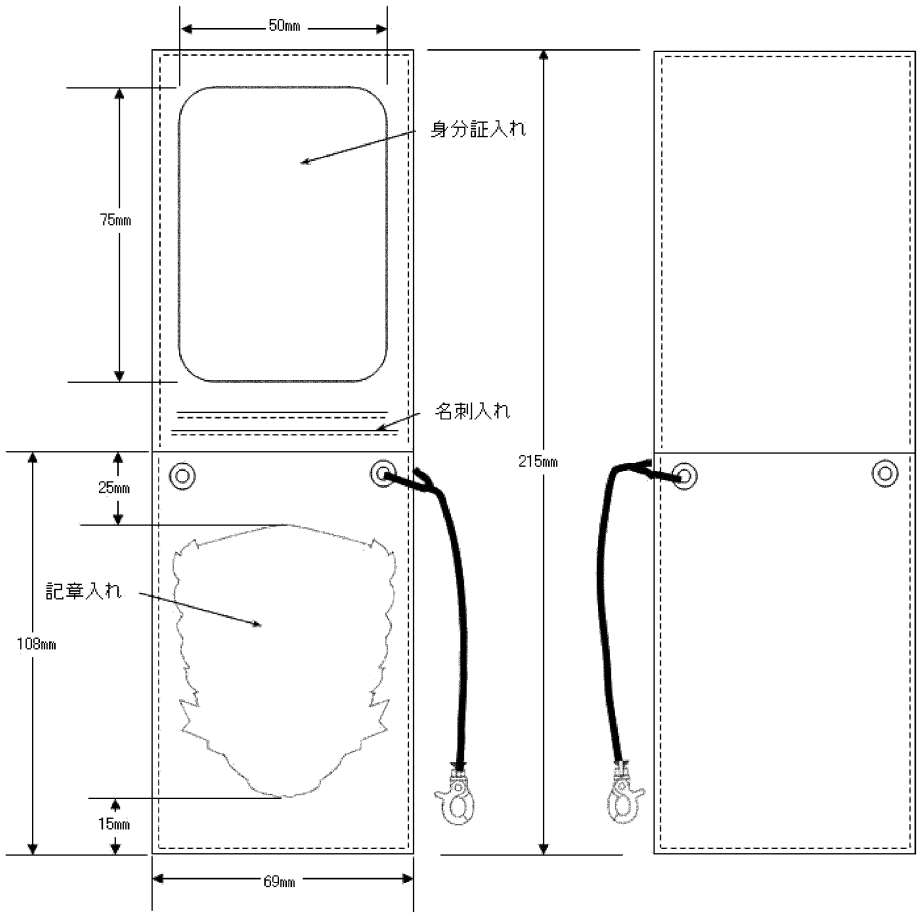
2　証票の制式は、別図のとおりとする。

附　則

この告示は、平成二十五年十月一日から施行する。

別図

本体



記章



身分証

